

平成28年（ワ）第1708号 不実告知等差止請求事件

（次回期日：平成28年11月30日午後2時）

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
外10名
被 告 株式会社ベルカディア

平成28年11月21日

上記原告ら訴訟代理人弁護士	鈴	木	尉	久
同	富	本	和	路
同	浦	本	真	希
同	木	村	裕	介
同	大	橋		慧

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御 中

準 備 書 面 （ 1 ）

第1 はじめに

本準備書面においては、被告と消費者との間で締結される二つの契約の構造について主張する。

第2 一つ目の契約（募集型企画旅行契約）について

1 標準旅行業約款による規律

本件において、被告が、消費者との間で最初に締結している契約は、募集型企画旅行契約である。

募集型企画旅行契約とは、いわゆるパックスツアーのことであり、不特定又は多数の消費者に対して広告によって旅行契約の申込みを誘引する目的で、旅行業者が、みずから、旅行計画（旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画）を策定し、旅行計画に組み込まれた個々の運送や宿泊等のサービスの提供にかかる契約も旅行業者が窓口となって締結し、これらにかかる料金を、消費者から包括料金として一括で收受するような旅行契約をいう。

旅行業（報酬を得て旅行業務を取り扱うことを事業とすること）を行うには、旅行業法に基づき、登録を受ける必要がある（旅行業法3条）。無登録で旅行業を行うと処罰されるので（同法29条1号）、これは実質的な許可制である。被告の場合には、観光庁長官を登録行政庁とする第一種旅行業者の登録を受けている（甲3）。

旅行業法によれば、本来、旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない（旅行業法12条の2第1項第1文）。ただし、旅行業者が、観光庁長官及び消費者庁長官が定めて公示した標準

旅行業約款と同一の旅行業約款を使用している場合には、当該旅行業約款については、認可を受けたものとみなされる（旅行業法12条の3）。被告の場合には、標準旅行業約款と同一の約款を使用しており（甲3）、したがって、被告が、本件において、消費者との間で締結している募集型企画旅行契約については、標準旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」（以下、単に「標準約款」ということがある。）によって規律を受けることになる。

2 募集型企画旅行契約の成立時期

標準旅行業約款によれば、募集型企画旅行契約は、消費者が申込書に所定事項を記入の上、申込金を旅行者に交付することにより成立する（標準約款8条1項）。ただし、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みで、クレジットカードを利用して決済する契約（通信契約＝標準約款2条3項）の場合には、申込金の授受なくして旅行者の承諾のみで募集型企画旅行契約が成立する（標準約款8条2項）。

本件において、被告は、申込みをした消費者から申込金を現金又は振込みの方法で受け取った場合であろうと、インターネットを通じてクレジットカードにより支払を受けた場合であろうと、その後、消費者に対し、郵送により「イベント参加チケット」を送付している。

したがって、被告が「イベント参加チケット」を送付し、消費者に対し、そのチケットに記載のある「同意書」欄に署名を求める時点では、上記の申込金の支払方法の別にかかわらず、既に、募集型企画旅行契約は、標準旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の内容のとおり、成立していることになる。

また、被告から消費者の手元に「イベント参加チケット」が送付されてくるのは、概ね旅行出発日の1週間前であるが、この時点では、

既に、被告に対する取消料が発生している（甲4）。すなわち、消費者としてみれば、被告との間で募集型企画旅行契約が成立した後に、当該旅行契約を取り消せば、取消料が発生するという段階になって、被告から同意書欄の設けられた「イベント参加チケット」が送付されてくるのである。

3 標準旅行業約款に定められた旅行業者の責任

標準旅行業約款によれば、募集型企画旅行契約を締結した旅行業者は、消費者に対し、「当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。」（標準約款27条1項）との規定に基づく責任を負うことになる。

第3 二つ目の契約（同意書への署名による免責特約）について

1 二つ目の契約（同意書への署名による免責特約）の構造

本件において、被告は、標準旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」に基づき、消費者との間で、標準約款27条1項のとおり責任負担条項を内容とする募集型企画旅行契約（一つ目の契約）（以下、これを「本件先行旅行契約」という。）を締結している。

しかるに、被告は、既に本件先行旅行契約を締結済みであるにもかかわらず、旅行契約を締結した相手方たる消費者に対し、被告を免責する内容の特約条項への「同意書」欄が設けられた「イベント参加チケット」を送付し、「同意書」欄に当該消費者が必ず自署したうえ、「イベント参加チケット」を旅行当日に持参するよう求めているものであ

る。

これは、一旦、被告と消費者との間で成立した募集型企画旅行契約について、同契約の成立後に、同契約の契約条件（標準約款 27 条 1 項）を変更し、被告を免責する内容の特約（以下、これを「本件後行免責特約」という。）の締結をさせているものにほかならない。

本件においては、①募集型企画旅行契約という基本契約（本件先行旅行契約）の締結と、②それを前提とし、本件先行旅行契約の契約条件を変更して被告を免責する旨の第二次的な免責特約（本件後行免責特約）の締結という、二段階の契約締結が見られるのである。

2 二つ目の契約（同意書への署名による免責特約）の法的性質

このような同意書への署名を求める方法による本件後行免責特約の法的性質は、標準約款 1 条 2 項で「当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。」と定められているところの、「書面による特約」にほかならない。

標準旅行業約款に基づく募集型企画旅行契約を前提として、これにつき「書面による特約」を締結する場合には、標準約款 1 条 2 項所定の有効要件、すなわち、①法令に反しないこと、②旅行者の不利にならないことが要求され、この両方を具備しなければ、当該「書面による特約」は、無効となるものである。

さて、標準約款 1 条 2 項の有効要件を具備しているか否かという観点から見た場合、本件における二つ目の契約たる本件後行免責特約は、無効であることが明らかである。

すなわち、本件後行免責特約は、標準約款 27 条 1 項と比較すると、被告の免責範囲を広げるものであって、「旅行者に不利」であるから、その効力は認められない。消費者契約法や独占禁止法に反する場合に

も、「法令に反する」こととなって、二つ目の契約たる本件後行免責特約は無効となるものであるが、それを判断するまでもなく、単純に、「旅行者に不利」であるという理由によって、本件後行免責特約は明白に無効なのである。

以上のとおり、本件では、二つ目の契約である本件後行免責特約は、消費者契約法や独占禁止法への抵触を待つまでもなく、標準約款1条2項によって無効であることが明らかである。

本件訴訟は、このように無効であることが明らかな二つ目の契約である本件後行免責特約の締結を、みずからとの間で先行旅行契約を締結した全消費者に対して求め、これが有効であるかのように振る舞う被告の行為を差し止めるという意味合いの訴訟なのである。

以 上